

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成4年5月は36万円、同年8月から同年10月までの期間は38万円、同年11月は41万円、同年12月は38万円、5年1月及び6年1月は41万円、同年2月は36万円、同年3月、同年5月及び同年10月は34万円、同年11月から7年2月までの期間は36万円、同年3月及び同年8月は34万円、同年9月及び同年10月は36万円、同年11月から8年2月までの期間は34万円、同年3月は36万円、同年10月、同年11月及び9年1月から同年9月までの期間は34万円、13年1月、同年5月及び14年1月は38万円、同年6月は36万円、16年4月及び同年7月は32万円、17年8月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月1日から20年10月1日まで
② 平成17年8月12日

ねんきん定期便が届き、A社に勤務していた期間の年金記録を確認したところ、申立期間①については、記録されている標準報酬月額に見合った保険料よりも高い金額が控除されていることが給与支給明細書で確認できるので調査してほしい。また、申立期間②については、賞与に係る年金記録が無いが、賞与明細書で厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された当該期間の給与支給明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、申立期間①のうち、平成4年5月は36万円、同年8月から同年10月までの期間は38万円、同年11月は41万円、同年12月は38万円、5年1月及び6年1月は41万円、同年2月は36万円、同年3月、同年5月及び同年10月は34万円、同年11月から7年2月までの期間は36万円、同年3月及び同年8月は34万円、同年9月及び同年10月は36万円、同年11月から8年2月までの期間は34万円、同年3月は36万円、同年10月、同年11月及び9年1月から同年9月までの期間は34万円、13年1月、同年5月及び14年1月は38万円、同年6月は36万円、16年4月及び同年7月は32万円、17年8月は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①のうち、上記訂正後の標準報酬月額に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書等により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立期間①について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書等により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成5年3月から同年12月までの期間については、申立人は当該期間に係る給与支給明細書等を所持しておらず、報酬月額を確認することができない。

また、申立人が給与支給明細書等を所持している平成4年1月から同年4月までの期間、同年6月及び同年7月、5年2月、6年4月、同年6月から同年9月までの期間、7年4月から同年7月までの期間、8年4月から同年9月までの期間、同年12月、9年10月から12年12月までの期間、13年2月から同年4月までの期間、同年6月から同年12月までの期間、14年2月から同年5月までの期間、同年7月から16年3月までの期間、同年5月及び同年6月、同年8月から17年7月までの期間、同年9月から20年9月まで

の期間については、給与支給明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間②について、申立人から提出された当該期間の賞与明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立人は、当該期間について35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、預金口座から振替納付したと主張しているが、事業主より提出された預金通帳（写し）から、平成17年8月1日に振替納付された同年6月分の保険料は149万6,989円、同年9月30日に振替納付された同年8月分の保険料は186万1,323円と記載されているところ、当該納付額は同年6月及び同年8月当時、A社において被保険者となっていた人数の標準報酬月額から算出した健康保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金の合計額と一致するものであり、申立人の標準賞与額に係る保険料を含めた金額であることは確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月1日から11年4月1日まで
年金事務所より標準報酬月額についての確認の連絡があり、A社を退職する直前の標準報酬月額が下がっていることに気づいた。申立期間を正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社に係る標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成11年4月1日以降の12年9月5日付けで11万円に遡及して訂正されていることが確認できる上、当該事業所が適用事業所ではなくなった際の被保険者87名のうち、申立人を除く75名の標準報酬月額についても、申立人と同様の遡及訂正処理が行われていることが確認できる。

また、当該事業所の総務担当の取締役は「保険料の滞納があった。」とした上で、「私が社会保険事務所（当時）で、何らかの書類に署名した。」と証言している。

さらに、商業登記簿謄本によると、申立人は、当該事業所において役員でなかったことが確認できる上、元同僚及び総務担当取締役は、「申立人は標準報酬月額について自ら決定できる立場ではなかった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、36万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 10 日から 33 年 12 月 31 日まで

A社に勤務し厚生年金保険に加入していた期間は、脱退手当金が支給された記録となっているが、受け取った記憶が無く、同時期に勤務していた元同僚は、同社における厚生年金保険の加入期間分は老齢厚生年金として受給していることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日（昭和 33 年 12 月 31 日）から約 2 か月後の昭和 34 年 3 月 12 日に支給決定されており、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、「同時期にA社に勤務していた元同僚は、同社における厚生年金保険の加入期間分を老齢厚生年金として受給している。」としているところ、オンライン記録により、当該同僚については、同社に係る厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金の受給要件を満たしていなかったことが確認できる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日である昭和 33 年 12 月 31 日の前後約 3 年以内に資格喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たす女性は申立人を除き二人おり、そのいずれについても脱退手当金の支給記録が確認できる上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。